

深川市市民文化事業開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化公演等を開催する団体に対して助成を行い、芸術文化活動の振興を図り、文化の香り高い地域づくりに資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、活動の本拠が市内にあり次の一に該当する団体とする。

- (1) 継続的、組織的な活動を行っている団体
- (2) 団体の規約などを有し、組織体制の確立している団体
- (3) 地域の文化活動をリードしていくことが期待される団体
- (4) 特に深川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めた団体

2 この事業は、同一年度内に重複して、また2年続けて受けることはできない。なお、構成役員の過半数が同一の場合は、同一団体とみなす。

(助成対象経費)

第3条 助成額の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成事業に要する経費のうち原則として、次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費(ただし、懇親会、反省会など食糧費的経費は除く。)
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料(会場使用料は公演に係るもののみとする。ただしリハーサルは含む。)

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、原則として市施設で開催するもので助成対象経費が10万円以上、かつ、入場料等を徴して行う文化公演等(音楽、演劇、伝統芸能、展示鑑賞等)で次に掲げるものとする。

- (1) 広く市民に親しまれることが期待できる招致公演
- (2) 深川ゆかりの芸術家の招致公演
- (3) 市民が出演する公演で独創性が高く深川市の芸術文化を先導することが期待できる公演

2 前項に規定する対象事業の内、政治、宗教関係事業及び営利を目的とする事業、又は深川市の他の助成金を受ける事業は除く。

(入場料等)

第5条 この助成を受けようとする事業の入場料等の上限は5,000円とする。(その種類が複数ある場合は、その最高額)ただし、教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 入場料等の設定については、主催団体の会員等特定の者が優遇されるものであってはならない。

(助成額)

第6条 助成の額は、助成対象経費と助成額を含めない収入額との差額とし、助成対象経費を超えず20万円を限度として予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、深川市補助金等交付要綱(昭和51年制定)で定める補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に対し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 経費の内訳書(別記様式第3号)
- (4) 団体調書(別記様式第4号)
- (5) 団体の規約及び役員名簿
- (6) その他参考資料

(助成金の決定等)

第8条 前条の補助金等交付申請書を受理したときは、別に定める実施基準に基づき内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、すみやかに交付の決定をするものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成金の交付を受けようとするときは、深川市補助金等交付要綱で定める補助事業等実績報告書(様式第4号)及び補助金等交付請求書(様式第5号)に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(助成金決定の取消し及び返還)

第10条 教育委員会は、助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業が中止になったとき。なお、そのときは教育委員会に申し出るものとする。
- (4) その他助成金の交付決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年9月29日から施行する。